

循環型社会計画部会における環境基本計画の見直しに向けた素案の検討について

1. 第三次環境基本計画の見直しの趣旨及び総合政策部会での審議状況

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、政府全体の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画を定めるものである。東日本大震災がもたらした今日の社会状況の変化や平成24年に予定されている持続可能な開発に関する国連会議（Rio+20）の開催等を視野に入れた見直しの検討が必要になっている。また、平成18年4月に策定された現行の第三次環境基本計画には、内外の社会経済の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応して、5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととされているところである。

第三次環境基本計画の策定以降、環境行政は一定の進展が見られたものの、特に新興国における経済成長や人口増大の中で地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化するとともに、国内においても各分野において引き続き課題の解決に向けて取り組んでいく必要がある。また、内外の社会経済の状況も大きく変化している。

このため、環境基本計画を今日の環境問題及び内外の社会経済の状況により即したものとするため、新たな環境基本計画の見直しを行うことが必要である。

中央環境審議会総合政策部会は、本年3月より審議を開始し、7月28日の同部会において「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間取りまとめ）（案）」（参考資料3）の審議がなされ、部会長一任とされたところ。

2. 循環型社会づくり分野の環境基本計画の見直しの進め方について

「第四次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間取りまとめ）（案）」においては、現行の第三次環境基本計画に引き続き、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が個別の重点分野とされたところである。

環境基本計画の見直しにおける重点分野については、総合政策部会の下に検討チームを設置し、そこでの議論を踏まえて、今後の戦略目標や施策の基本的方向を記述する方針（進め方は7月28日の総合政策部会で決定済）となっている。

その際、総合政策部会委員の中で、重点分野ごとに担当委員（循環型社会づ

くり部分については武内部会長が総合政策部会長より指名されたところ)を決め、検討チームでの検討内容を総合政策部に報告するという方針となっている。

3. 循環型社会づくり分野における対応案

(1) 循環型社会づくり分野については、環境基本計画とは別に、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づき、循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)において、循環型社会づくりの目標・方向性が既に明確となっているほか、毎年度フォローアップ等も実施されており、

(2) 循環基本計画のフォローアップと環境基本計画の見直しスケジュールが重複する中で、効果的・効率的な議論を行う必要があること

から、環境基本計画見直しの重点分野の一つである「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の検討については、総合政策部会の下での検討チームを個別に設置するのではなく、循環社会計画部会における循環基本計画のフォローアップと合わせて審議を行うこととしたい。

その際には、循環基本計画の内容とフォローアップの結果を踏まえて環境基本計画の循環部分について検討を行い、循環型社会計画部会及び総合政策部会の委員であり、既に総合政策部会長より指名されている武内部会長に、総合政策部会へ素案の報告をお願いすることとしたい。

なお、総合政策部会所属の委員についても、参考人として循環型社会計画部会に参加することを可能とする。

4. 循環型社会計画部会における環境基本計画見直しへの対応について

今回の環境基本計画の見直しに当たっては、現行の環境基本計画策定後、第二次循環基本計画が閣議決定され、そのフォローアップもなされていることから、新たな環境基本計画における循環型社会づくり部分(「物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組」)の内容については、前回の環境基本計画の見直し時と同様に、以下の基本的考え方に沿って審議を進め、来年度(平成24年度)以降に予定されている循環基本計画の見直しに結び付ける形でとりまとめるのが適切ではないか。

循環政策の基本的方針を定めたものとして位置づけられている循環基本計画の内容をベースとしつつ、

- ・フォローアップの指摘等を踏まえ、循環基本計画策定後の状況の変化を的確に反映

- ・他の環境政策との分野横断的な取組等、循環型社会基本計画には位置づけられていない検討課題を整理

(参考)

循環基本計画の見直しの議論は平成24年度以降に開始するが、その際、
環境基本計画で指摘された課題への対応
新たな政策展開を踏まえた課題への対応
等を盛り込む。

5.留意点

環境基本計画の見直しについては、循環型社会計画部会より素案の報告を行った後も総合政策部会における審議が予定されていることから、循環型社会計画部会での素案の取りまとめは決定ではなく、あくまで総合政策部会における議論に向けた素案という位置づけとなる。